

## 東部地区復興まちづくり協議会・地権者連絡会 議事要旨

### 記

- 日時 平成 29 年 7 月 31 日（月） 18 時 30 分～19 時 50 分
- 開催場所 釜石情報交流センター 釜石 PIT
- 次第
  1. 市長からの挨拶
  2. 本日の趣旨とこれまでの経緯
  3. 国道 45 号東側のスケジュールについて
  4. 宅地引渡し可能時期について
  5. 国道 45 号西側のスケジュールについて
  6. グリーンベルトの整備について
  7. 主要事業スケジュールについて
  8. 災害危険区域の変更について
  9. 復興公営住宅の整備状況について
  10. 住宅再建に係る補助制度について
  11. 仮施設の集約について
  12. 水産業支援にぎわい創出施設の整備について
  13. 意見交換

先に説明されたスケジュールに基づき、住宅会社と契約してしまった。宅地引渡し時期が遅れる場合は、お詫びされるだけなのか。今後どう進めれば良いか。

- 宅地引渡し時期が遅延することについて、深くお詫び申し上げます。しかしながら、遅れることを前提として工事を進めている訳では決してなく、地権者との関わりで遅延する等様々な条件でやむを得ずこのような状況となってしまった次第でございます。
- 契約内容につきましては、毎週木曜日に市役所に弁護士の先生をお呼びし、相談会を開催しており、弁護士の先生と協議しながら問題を解決していきますので、後日でも構いませんので、市の方に御連絡いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

汐立ポンプ場の排水は、どのような方法で行うのか。

- 市街からの雨水排水は、まずポンプ場に入り、その後ポンプを使用して汐立川に排出されます。汐立川には防潮堤のような堤防と水門を設け、逆流しないように市内の水を排出します。
- ポンプは、大平の下水処理場からも遠隔操作ができます。通常はポンプを自動運転で行い、非常時には、自家発電機使用、手動運転に切り替えるなど、どんな状況でも対応出来るようにします。

資料 24 ページに建物建設可能時期の記載があるが、測量、登記等の手続きをクリアした場合、実際に建物を建設できる時期はいつになるのか。また、この辺りのことは、資料からでは読み取れないため、分かりやすく明記してもらいたい。

- 自己資金により建設される方は、資料に記載された時期に建築着手可能です。また、例えばローンを組む場合ですが、所有権移転の手続き（登記）が必要となりますが、所有権移転は工事完了後から約3カ月程度の期間を要するため、その後にローン契約を行っていただいたからの建築着手となります。
- 宅地引渡しが可能となる3カ月前に引渡しのお知らせを行いますので、具体的な内容については、その際に協議させていただければと思います。また、今後は分かりやすい資料を作成するよう努力してまいります。

(野田市長) まず、汐立ポンプ場の件についてです。この地区は、長年水に苦しめられてきた経緯があり、皆様が少しでも安心したいという気持ちでいらっしゃることは重々承知しております。防潮堤の水門は、県が全て遠隔操作することとしておりますが、汐立ポンプ場は市の方で運用しておりますので、運用方法について今後検討していきたいと考えております。また、汐立ポンプ場について、今後地域の皆様に、図面等を用いて分かりやすく説明させていただきたいと思っております。

宅地の引渡し及び建築着手の件について、自己資金であれば引渡し後すぐに着手可能ですが、ローンその他の案件であれば、お時間が必要となります。市から、引渡し時期の事前通知を行います。御不明な点等ございましたら、生活支援室の住宅再建相談員に忌憚なく相談させていただきたいと思っております。なお、会議終了後もお時間が許すようでしたら、適宜御相談いただければと思います。

まちづくり協議会を開催する度にお詫びする状況が続いており、本当に申し訳なく感じております。今後は、説明時間を短くして、例え工事に遅延等のトラブルが無くとも、様々な状況について御説明させていただければと考えております。また、地域の様々な課題についても、議論していければと考えております。その点についても、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、14時30分と18時30分の2回に分けて開催いたしました。皆様の御協力が無ければ前に進めませんので、一刻も早く工事が進められますよう、これからも御協力をよろしくお願いいたします。本日の閉会の挨拶に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

(閉会 19:50)